

他の高等教育機関等における学修成果の環境システムデザイン工学教育プログラムにおける取扱いに関する申合せ

岐阜工業高等専門学校(以下本校という)以外の高等専門学校及び大学等(以下、他の高等教育機関等という)で修得した単位及び学修成果についての、本校環境システムデザイン工学教育プログラムの修了に関わる取扱いは、この申合せによるものとする。

- 1 この申合せが対象とする単位及び学修の成果は、次の各号に定める単位及び学修の成果とする。
 - 一 本校専攻科入学以前に他の高等教育機関等に在籍した者が、当該教育機関で取得した単位
 - 二 学則13条の2及び同3の規程に基づき修得した他の高等教育機関等における学修の成果その他文部科学大臣が定める学修の成果
 - 三 本校専攻科入学以前に他の高等教育機関等に在籍した者が、当該教育機関以外の高等教育機関等において修得した単位及びその他文部科学大臣が定める学修の成果
- 2 前項第三号に定める学修の成果について、環境システムデザイン工学教育プログラムの修了に関わる単位として認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、入学後直ちに、環境システムデザイン教育プログラム修了単位認定申請書(様式1)を専攻科長を経て校長に提出する。
- 3 校長は、専攻科の関係教官と協議の上、専攻科会議及び運営会議の議を経て、環境システムデザイン工学教育プログラムの修了に関わる単位として次の各号により審査し、認定するものとする。
 - 一 日本技術者教育認定機構(以下JABEEという)の認定を受けた高等教育機関において取得した単位については、当該科目の成績評価及びシラバス等に基づき審査を行う。
 - 二 JABEEの認定を受けていない高等教育機関において取得した単位については、前号の要件に当該教育機関の当該科目の成績評価基準に関する資料を加えて審査を行うか、若しくは本校で行う試験の成績に基づき審査を行う。
- 4 校長は、単位認定の結果を環境システムデザイン工学教育プログラムの修了に関わる単位としての認定通知書(様式2)により、専攻科長を経て申請者に通知するものとする。

附 則

この申合せは、平成15年4月1日から施行する。